

平成27年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成27年9月15日（火）午後2時00分～午後4時30分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	赤塚 健 委員長 守屋 和徳 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	総務部長、契約検査課、道路管理課、建築住宅課
傍聴者	1名

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成27年度第1四半期の発注について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：会社更生法により指名停止となっている業者がいるが、指名停止期間の始期において平塚市との契約は何かあったのか。

事務局：特になかったが、過去に平塚市との契約実績があったので、指名停止の判断をした。

委員長：今回指名停止になっている業者は、平塚市において過去にも指名停止を受けたことがあるのか。

事務局：いずれの業者についても平塚市では今回が初めてである。

委員：発注基準について、コンサルの基準では県外まで地域区分を広げることもあるようだが、工事においてはいずれの業種でも地域区分は平塚市内である。これには何か決まりのようなものがあるのか。

事務局：工事に関しては、市内優先発注ということもあるし、市内で十分に業者数も足りていることが多い。

一方コンサルでは、案件によっては地域区分を県内全域まで幅を広げてもなかなか対応できる業者が少ない場合もあるため、県外まで広げることもある。工事に関しても、案件の性質や規模によっては、基準外という形で地域区分を市外へ広げて公告することもある。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおりに）

- (1) 街路樹等管理委託その1（須賀久領平塚中学校線ほか14路線） から
都市公園除草・芝生管理委託その5（真土大塚山公園ほか26公園） まで

抽出理由：全案件について営業種目が「樹木保護管理」と同一であるが、案件ごとに入札参加業者が異なっている。

異なっている理由及びいずれも最低制限価格での入札で「くじ引き」での落札についての考え方を確認したいため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路管理課から委託の概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

委員：予定価格によって発注のランクが決まっているとのことだが、例えば同時期に公告する工事同士を合併させればより規模が大きくなるし、逆に分割すれば規模が小さくなってランクも下がる。それらを踏まえて、どのように発注の規模を決めているのか、基準などがあれば伺いたい。

事務局：かつては今よりも案件をまとめて発注をかけていた経緯があるが、業者の負担が大きいいという声が聞かれたため、分割して現在の発注本数となっている。

ただし、業者によっては負担が大きくても金額の大きい工事を受注したいという者もいるため、一概にどの発注本数が正しいとは言えない。

今よりさらに分割してしまうと、請け負える業者の数が足りているかなどという問題も生じかねないことから、現在の発注本数が適正ではないかと考えている。

委員：複数の案件を落札した業者がいる一方、一件も落札できない業者もいる。同価格での入札者が多く、抽選になってしまうのは止むを得ないことではあると思うが、受注制限を設けるなどして、もう少し落札業者が偏らないような仕組みにできないのか。

事務局：他の自治体では市発注の案件全体で何件までというような受注制限を設けているところもあるし、同日の抽選で先に当選した業者は次の抽選に参加できないというような制度を設けているところもある。平塚市としても協会とそのような制度についての話をする機会はあるが、協会の中でも機会均等を望む声もあれば、できるだけ多くの案件を落札したいという声もあるため、なかなか調整が難しいのが現状である。

委員：今回の抽出案件14件だけ見ても、同一業者が最大3件落札しているケースが見られるが、抽選はどのように行っているのか。

また委託業務の場合は最低制限価格を一律80%の設定としているが、もっと安価で受注できるというような業者の声は聞かれないのか。

事務局：まず抽選については電子入札システムにおいて執行しているため、厳格なものである。

かつては最低制限価格の設定をしていない時期もあったが、その頃の落札率は60%台ということもあり、業者同士で価格の叩き合いになり、発注者としては不当なダンピング等が心配される数字であった。現在の最低制限価格80%という数字は、会社や従業員に負担がかからない数字ということで認識している。

委員：先ほど業者の負担が大きくなるから業務を分割して現在の発注本数になったとの話であったが、現在でも複数の案件を受注している業者が見られる。一者が複数案件を受注できるのでは、業務を分割した目的が達せられていないのではないのか。

事務局：平塚市では開札日の午後1時から翌日の午後3時まで疑義申し立ての期間を設定しており、この期間内であれば抽選対象者となってもペナルティなしで辞退することができる。この制度を利用し、例えば4案件の抽選対象者となっている業者が、うちは2案件までしか対応できそうにないなど考え、2案件については抽選を辞退する、ということもある。よって抽選に臨む業者には、履行能力のある業者だけが残るということになる。

委員：もう少し入札金額がばらけるようにすることはできないのか。また、業者の能力を加味するなど、金額以外の要素を競争に加えて差別化することなどはできないのか。

事務局：神奈川県的设计単価が公表されているため、正しい積算ができる業者は最低制限価格ぴったりの入札金額を算出することは可能である。委員がおっしゃった競争に業者の能力を加味するとか、発注の適正本数、受注制限などの制度的なことについては、工事主管課と契約検査課、また協会の意見も聞きながら今後より良い方法を研究していくこととしたい。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(2) 平塚市福祉会館耐震補強工事（電気）

抽出理由：平成27年5月27日開札においては、全ての入札参加者の入札価格が最低制限価格を下回ったため「不調」となり、平成27年6月22日の開札において90.14%の落札率で契約となっている。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

委員：初回の入札で全者が最低制限価格を下回って不調となっているが、どういったことが原因なのか。またそのような不調を踏まえ、再公告時に何か変えた点などはあるか。

事務局：不調の原因は分からない。設計書などを改めて見直し、間違いがないことを確認して再公告した。

委員：初回の公告時の参加条件では電気工事の総合評価点が680点以上だったが、再公告時には830点以上となっている。これはどういう理由か。

事務局：再公告時には地域要件を拡大しており、それによって十分な業者数が確保できたため、点数を上げてより質の高い業者の参加を見込んだ。

委員：初回の公告時より再公告時の予定価格が低いのはなぜか。

また、業者の入札価格が再公告時の方が全体的に高くなっているのはなぜか。

事務局：予定価格が低くなったのは、不調になったことにより工期が短くなったからである。

初回の公告時に不調になった際に、入札情報サービスには参加者全員が最低制限価格を下回った旨の結果を公表しているため、それを踏まえて再公告時の参加者は入札価格を上げてきたものと考えられる。

委員：結果的に安い金額でできるという業者は失格となり、より高い入札価格の業者が落札者となるのは、制度的には問題ないということは分かるが、もう少しまいり方はないのか。

事務局：最低制限価格は品質を確保するため、また不当なダンピングなどを防ぐためのものであり、取り扱いは厳格に行っている。業者もそれを十分に理解した上で入札に臨んでいる。不調になった際には入札結果や入札業者の内訳書など、可能な範囲で契約検査課と工事主管課で情報共有し、次回以降の入札に活かすものとしたい。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) 消防署神田出張所新改築工事（防災無線仮設工事）

抽出理由：随意契約の至った経過（入札の有無等）及び金額決定の経緯、防災無線仮設工事と本工事との関係について確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

委員：本案件は防災無線の仮設工事ということだが、本工事との関係をご説明願いたい。

事務局：新しいデジタル無線を設置するまでの、アナログ無線の仮設工事である。

委員：工期が短いように感じるが、何か理由はあるのか。

事務局：本案件の完成後にすぐ消防署神田出張所の解体工事が控えており、工期末は変えられない部分であった。

委員：初回の入札が不調になった際、業者間の入札金額にかなりばらつきがあるが、原因は何か。また、どこでそのような差がついたかなど、確認する方法はあったのか。

事務局：そのような結果となった原因は分からない。

入札時に内訳書の提出を求めているが、その内訳書では大項目までしか金額が分からないため、どこで入札金額の差が出たなどの詳しい確認をすることはできない。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(4) 平塚市庁舎・平塚税務署新築工事（駐車場棟・建築）

競輪場メインスタンド整備事業（本体工事）

平塚市余熱利用施設新築工事（建築）

抽出理由：いずれもJVでの契約となっており、落札額も高額で建設工事総合評価技術審査会の技術資料の審査、開札後の参加資格の係る事後審査に至る一連の経過及び最低制限価格の決定方法について確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、総合評価、入札経過などを説明】

委員：平塚市庁舎・平塚税務署新築工事（駐車場棟・建築）と平塚市余熱利用施設新築工事（建築）では予定価格にそれほど差がないのに、前者は市外－市内のJV、後者は市内－市内のJVと条件が異なるのはなぜか。

事務局：前者は地下駐車場を含む建築工事となっており、非常に高度な技術力が求められると判断し、市外にも発注範囲を広げた。後者はそういったことでもないのに、市内業者同市のJVとした。

委員：競輪場メインスタンド整備事業（本体工事）について、予定価格を超えた入札をしてしまった業者の総合評価の技術提案資料を確認する機会はあるのか。

事務局：総合評価の技術審査会は入札前に行っているのに、全参加業者の資料を確認することになる。

委員：競輪場メインスタンド整備事業（本体工事）について、かなりの大型案件だが、入札参加業者が2者と少ない。競輪は平塚市の看板事業だと思うが、もっと入札のPRをするなどして、たくさんの業者が参加するような入札にはできなかったのか。

事務局：公告期間中に多くのゼネコン業者から問い合わせはいただいていたものの、JVの他の構成員として市内近隣から業者を選定しなければならないので、みなさんそういった部分で苦労されたのではないと思われる。入札のPRということだが、予算書や発注予定で本案件の存在は確認できるし、公告や入札の時期も適切であったと思われる。

委員長：他に質問がなければ、その他に移りたいと思います。

（5）消防署神田出張所新改築工事（建築）

平塚市余熱利用施設新築工事（衛生・空調）

抽出理由：JV以外の落札額が高額で、いずれも低入札価格調査委員会において調査した結果、落札結果となっている。落札までの一連の経過を確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過、低価格入札調査などを説明】

委員：低入札価格調査では、当該業者からヒアリングなどはするのか。

事務局：当該業者を2度呼んでヒアリングした。結果を調査部会に上げて審議を行った。

委員：低入札価格調査の中で、直接工事費と各経費についての調査をしているようだが、経費に関しては業者の考え次第で後から何でも言ってしまうのではないか。工事をしっかりと履行できるかどうかの調査なのだから、直接工事費の調査に力を注ぐべきではないか。

事務局：各経費を調査した結果、会社の経営状況などについても調査の必要が生じることもある。そういった意味でも、経費の調査は必要である。もちろん直接工事費についても詳細な内訳書を確認したりヒアリングをしたりするなどして調査を重ねている。

委員：本案件に限った話ではないが、全体的に低入札が多いように感じる。これはどういった理由が

考えられるのか。

事務局：調査基準価格は委託やコンサルの最低制限価格のように一律ではなく、毎回90%近い高い水準となる傾向にあるためだと考えられる。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・総務部長の挨拶
- ・赤塚委員長より退任に伴うご挨拶
- ・委員任期の満了について（10月末日）
- ・次期委員の推薦依頼・再任について
- ・次回抽出委員の選出について

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)